平成２５年（フ）第１２３８５号
東京都板橋区小豆沢４丁目11―14―202
債務者　伊澤　　勉
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８８１号
神奈川県大和市西鶴間７丁目13番29号　コーポ中村Ａ202
債務者　水野　芳勝（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４９６号
東京都江東区辰巳１丁目10―86―207
債務者　菊地　勝幸
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２４２号
東京都江戸川区西瑞江４丁目17番地　都住３―304
債務者　森口　真梨
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２３３８号
東京都杉並区上井草１丁目16―１―407
債務者　井上　　進
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８０号
静岡市清水区折戸３丁目19番40号　清水松風荘、旧住所静岡市葵区川合１丁目９番47号
富田アパートＣ棟Ｂ号室
債務者　櫻井　憲次
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９７５号
横浜市中区滝之上119番地１　滝之上コーポ355号室
債務者　中島　　惠（旧姓羽田）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５７号
静岡県榛原郡吉田町川尻2220番地の42
債務者　野中　康弘
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１６号
東京都八王子市緑町351番地５レオパレスグリーングラス202号
債務者　工藤　一代
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９６９号
東京都青梅市大柳町1516番地青梅サニーハイツ409
債務者　須藤　真宏
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１００３号
東京都府中市白糸台４丁目51番地の３ガーデンハウス107
債務者　林　　洋一
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４８３号
静岡県浜松市南区安松町61番地の11　レオパレス・トワ102号、前住所神奈川県三浦市南下浦町菊名1241番地
債務者　熊谷ハナ枝
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５２３号
静岡県浜松市東区有玉北町1269番地　カーサ有玉202号
債務者　内山ひとみ
1　決定年月日時　平成25年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３４７４号
大阪市西成区玉出西２丁目19番９号
債務者　中西　雅治
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８２２号
大阪市城東区成育２丁目３番21号　ドゥエリング701号
債務者　武田　葉子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部